

令和4年度第1回登米市学校給食センター運営審議会会議録

会議の名称	令和4年度第1回登米市学校給食センター運営審議会
開催日時	令和4年6月16日（木） 開会 午後2時00分 閉会 午後3時00分
開催場所	登米市中田庁舎101会議室
議長の氏名	登米市学校給食センター運営審議会 委員長 佐々木 貴子
出席委員の氏名	委員長 佐々木貴子、副委員長 大畑光子、委員 庄子 聡子、委員 今野秀俊、委員 高橋 晋、委員 菅原 研、 委員 櫻井直人、委員 菅原 仁、委員 名嘉原 雅、 委員 櫻田真美
欠席委員の氏名	委員 菅原博行、委員 阿崎文寿
事務局職員職氏名	教育長 小野寺文晃、教育部長 小林和仁、学校教育課 長 高橋正晴、西部学校給食センター所長兼北部学校給 食センター所長 木村浩之、南部学校給食センター所長 兼東部東和学校給食センター所長兼東部津山学校給食セ ンター所長 山崎和弘、登教研学校給食研究部栄養士専 門部会長（東部津山学校給食センター栄養教諭）千葉悦 子、西部学校給食センター主事 及川佑衣
諮問事項	登米市学校給食センターの運営に関する事項について
審議結果	「異議なし」
会議記録	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

発言者	議題・発言の概要・結果
司会	・委員各位に教育長から委嘱状の交付 ・出欠確認 出席一佐々木委員長ほか10人 欠席一菅原委員、阿崎委員 半数以上の出席により会議は成立
司会	ただいまから令和4年度第1回登米市学校給食センター運営審議会を開会いたします。登米市学校給食センター運営審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の会議は成立しております。 なお、菅原委員と阿崎委員から欠席の連絡はありませんので、会議を進めます。
司会	それでは、会議に入ります。開会にあたりまして、小野寺教育長より挨拶を申し上げます。
教育長	(開会のあいさつ) 物価高騰の中で、給食用食材の価格高騰など、問題点に知恵を出し合って乗り切っていきたいと思います。 児童生徒の健全な発達のため、学校給食の役割は大きく、安全安心な給食提供が教育委員会の責務となっています。 本日の会議では、コロナ対策に係る給食費の取扱いの特例等について審議をお願いします。(終了後、教育長退席)
司会	(委員の自己紹介、職員紹介) それでは、議事にあたりまして、これより議事の進行は、委員長をお願いいたします。 正面の委員長席にご移動願います。
議長（委員長）	(委員長席に移動) それでは、本日の議事に入ります。 審議案件の前に報告事項があります。 初めに（１）「学校給食の提供について」事務局に説明を求めます。

事務局	(報告案件資料 1 ～ 3 ページについて説明) ①学校給食実施状況について、令和 4 年 5 月現在の給食提供の状況です。②本市の学校給食費は、上段の表のとおりです。③衛生管理については、次のとおりです。(詳細は省略。)
議長 (委員長)	内容の説明が終わりました。委員の皆様からご意見・ご質問ございませんか。 ご意見・質問が無いようですので、次に (2)「学校給食費の徴収状況について」事務局に説明を求めます。
事務局	(報告案件資料 4 ～ 5 ページについて説明) (学校給食費の徴収の取組み及び、就学援助の扱いを説明。) ①現年度分学校給食費の徴収状況は、表のとおりです。②過年度分学校給食費の徴収状況は、表のとおりです。
議長 (委員長)	内容の説明が終わりました。委員の皆様からご意見・ご質問ございませんか。 ご意見・質問が無いようですので、次に (3)「給食食材の放射能検査について」事務局に説明を求めます。
事務局	(報告案件資料 5 ～ 6 ページについて説明) ①給食食材の放射能検査の経緯を説明します。(6 ページの表を交えて説明。) ②検査方法を説明します。③令和 4 年度から、市単独の検査を取止めしている理由を説明します。
議長 (委員長)	内容の説明が終わりました。委員の皆様からご意見・ご質問ございませんか。 ご意見・質問が無いようですので、次に (4)「地場産物活用状況について」事務局に説明を求めます。
事務局	(報告案件資料 6 ～ 7 ページについて説明) ②地場産物利用状況調査の結果概要について説明します。次ページに掲載した、調査結果の表について説明します。
議長 (委員長)	内容の説明が終わりました。委員の皆様からご意見・ご質問ございませんか。 ご意見・質問が無いようですので、次に (5)「学校給食における残食について」事務局に説明を求めます。

事務局	(報告案件資料 8 ページについて説明) ①登米市学校給食残食量について説明します。 ②残食率等、詳細については、資料のとおりです。
議長 (委員長)	内容の説明が終わりました。委員の皆様からご意見・ご質問ございませんか。
議長 (委員長)	ご意見・質問が無いようですので、次に、審議案件の(1)「登米市学校給食費徴収規則の一部改正について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局	(別冊 1 について説明) 別冊 1 の説明資料により説明します。1 ページは、規則改正の説明で、新型コロナウイルス感染症が原因の理由で給食を欠食した場合、給食費を減額する特例を令和 4 年度も継続するものです。2 ページは一部改正規則です。3 ページは新旧対照表で改正箇所です。4 ページ以降は改正後の規則本文です。
議長 (委員長)	内容の説明が終わりました。委員の皆様からご意見・ご質問ございませんか。
委員	減額した給食費は、どこから戻るのですか。
事務局	給食費の減額についてですが、欠食した分を減額した給食費は、翌月の給食費で調整します。 口座振替の方は、翌月の口座振替額から差引きます。 納付書払の方は、減額分を差引いた納付書に差替えて対象者に送付します。 給食費の収入が減った分は、本市からの支出額の持出しが増えることになります。
学校教育課長	補足説明します。中には前もって給食費を全額を納めている方もいますので、その方には還付を行います。 その場合は、給食対象者が納めた給食費から戻されます。
委員	只今説明の学校給食費の取扱いについて、保護者への通知は来ますか。

事務局	本日の学校給食センター運営審議会において審議会の意見を決定後、6月22日開催される定例教育委員会議に提出して規則改正の決定を受けます。 定例教育委員会議の決定を受けた後、各学校に通知します。
議長(委員長)	各学校に、通知が来るということでよいですか。 ほかに質問はありませんか。 ほかにご意見・質問が無いようですので、当審議会として「異議なし」という意見を付して答申することにいたします。 本日の議事は以上です。ここからは事務局で進行をお願いいたします。 (その他の事項は、伝達事項等につき記載対象外)
司会	それでは、閉会にあたり、大畑副委員長よりご挨拶をお願いいたします。
副委員長	(閉会のあいさつ) 物価高による食材購入価格の高騰で、給食関係者は苦勞していることと思います。子供たちのため、よりよい給食を提供していただくように、関係者の方々のご尽力をお願いしたいと思います。
司会	以上をもちまして、令和4年度第1回登米市学校給食センター運営審議会を閉会いたします。 大変お疲れさまでした。